

第3章

有識者のコメント



門馬 優氏

(元内閣府子供・若者育成支援推進のための有識者会議構成員／
石巻圏域子ども・若者総合相談センター 事業統括者・センター長 (2018～2020年))

■ はじめに

石巻圏域子ども・若者総合相談センター(以下「子若センター」という)が開設してから5年目を迎えました。また、東日本大震災から11年が経過し、2市1町における子ども・若者をめぐる状況も刻々と変化しています。

宮城県では、令和元年に閣議決定された『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針を受け、令和3年度以降も「心のケアの取り組み」を継続して行う方針を示しました。令和3年には「みやぎ子ども・若者育成支援計画(青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次))」を策定し、被災した子ども・若者への継続した支援の方向を打ち出すと共に、「みやぎの子ども・若者の現在(いま)と未来を応援します」の基本理念の下、被災の有無に関わらず、子ども・若者が自分らしく、社会を生きることができるための施策を進めています。

国では、2022年に「こども基本法」(令和4年法律第77号)を含む関連3法を制定し、「こどもまんなか社会の実現に向けて」を掲げて、「こども家庭庁」の発足準備が始まりました。また、同年には子育て世帯に対する包括的支援の強化や社会的養護下の子どもの権利擁護、子どもの居場所づくりの推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号、以下「改正児童福祉法」という)が成立。他にも、2018年に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律59号)が成立した他、「ヤングケアラー」という言葉により、長年「しんどい」思いをしていた子どもの声が顕在化するなど、この数年の間に大きな変化がありました。「子若センター」が歩んだ5年間は、こうした変化と共に歩んだ5年間でもあり、この流れを踏まえて、本調査を読み解きながら、コメントを述べられればと思います。

■ 子ども・若者の「最善の利益」をどのように考えるか？

本調査では、子ども・若者の相談内容が多岐に渡っており、また58.4%と約6割近い方が複数以上の課題を抱えている状況が明らかになりました(P6～7)。複合的課題を抱える子ども・若者を支えるには、他(多)機関連携での連携・協働が必須です。本調査においては、59.3%の機関が「円滑に連携できている」と回答しています(P22、図33)。「令和3年度石巻圏域子ども・若者総合相談センター事業業務2021年度業務完了報告書」によれば、「石巻圏域子ども・若者支援地域協議会(以下、「法定協議会」という)」において、構成機関と利害関係のない第3者の外部アドバイザー(ファシリテーター)の招聘、実際の連携事例でのケーススタディ、各々の組織内でのケース会議の振り返りなどの取り組みがされています。「繋がるのが何よりも私の仕事にとって有益だと思っています」(教育関係機関)、「一団体ではなし得ないことも、官民が協働で課題に向き合うことで大きな力となった」(民間団体)といった声もあり、成果に繋がっていると考えられます。一方で、30.8%の機関は「どちらかといえばそう思わない」と回答しており(P22、図33)、全国的な課題として認識されている連携・協働の難しさを実感します。以前「同じ庁内であっても、他部署の事業は分からない」、「相談者の情報を他の支援者にどこまで話していいの分からない」といった声を伺ったこともあり、機関同士の相互理解や、法定協議会に課される秘密保持義務(子ども・若者育成支援推進法第24条)の現場レベルでの運用理解など、連携・協働体制構築のアップデートが望まれます。

ケース会議や処遇会議においては、支援者と被支援者という構図が鮮明となり、子ども・若者を「対象」として、議論が交わされることが多いですが、このような連携・協働における大切な視点は、子ども・若者が「主語」であり、子ども・若者の最善の利益を、考え続けることだと思えます。

子ども・若者が「主語」となる権利保障は、少しずつ政策にも取り入れられつつあります。「改正児童福祉法」では、「児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。」とされ、いわゆる「子どもアドボケート」の設置にむけたモデル事業等に着手しています。また、「こども家庭庁」の基本理念には「こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映」と明記されており、実際に「ユース政策モニター」の実施や、「こど

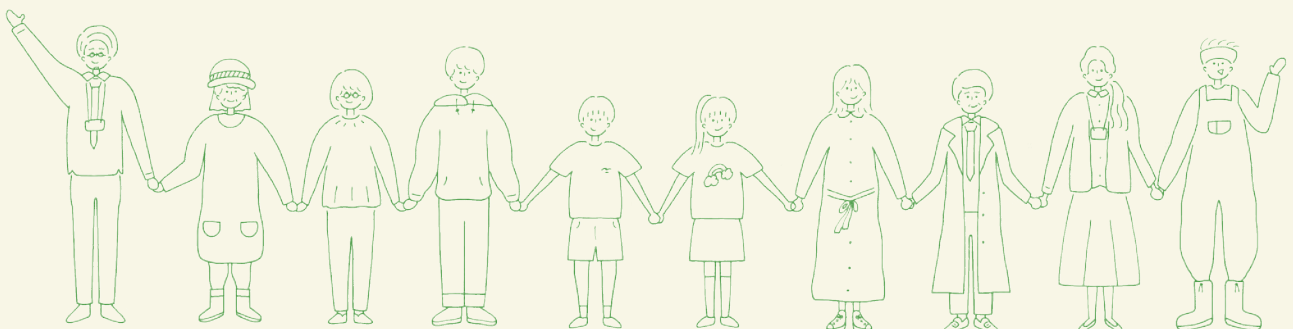
も家庭庁設立準備室」への子どもの参画に着手しています。実際の連携・協働の場面において、子ども・若者本人が「主語」であり続けるためには、例えば、心身の安全を保障した上で、ケース会議や支援方針の意思決定に本人が参加することや、本人が信頼できる代理人が代弁することが考えられます。そのためには、「子若センター」においては、本人の思いの顕在化に寄り添い、そのモデルづくりを推進する中核的役割を担うことが期待されると思います。従来の顕在化した課題を前提とした「課題解決」型の支援ではなく、子ども・若者が抱える言葉にならない「思い」に寄り添い、「思い」が形になるプロセスを共に受け止めながら、必要に応じて「繋いだり」、「戻り」を受け止めたりしながら、共に歩んでいく「伴走型支援」が、その役割には求められると考えます。

■ 自治体レベルでの柔軟な「政策」活用

「子若センター」の圏域である石巻市・東松島市・女川町においては、震災後から行政機関はもちろんのこと、民間団体(NPO、市民公益団体など)、たくさんの地域住民の力により、多くの子ども・若者を支えてきたと思います。震災から11年が経過した現在においても、その思いに変わりはありません。いまなお、全国各地では、活動を通じて「子ども・若者の声」が顕在化しています。

しかし、顕在化する「子ども・若者の声」に十分に応えられる社会であるかと問われれば、おそらくどの地域も、首を縦に振ることは難しいのではないのでしょうか。

例えば、「子ども・若者総合相談センター事業」においては、地方自治体が財源負担をし、全国各地で実施されています。「こども政策の推進に係る有識者会議報告書(内閣府)」において、「子ども・若者育成支援推進法の要請に応え得る体制整備が地域においてなされるよう、国において子ども・若者支援地域協議会と子ども・若者総合相談センターの設置促進と機能強化のための取組を抜本的に強化する必要がある」と述べられていますが、各地方の税収が先細る中、自治体の財源のみに頼るモデルでは、これ以上の拡充は難しいと考えられ、国庫による補助などの施策検討は必要と感じます。また、地域資源に乏しい地域においては、その地域に暮らすすべての子ども・若者をカバーするためにも、県と市町が連携し、国庫も活用しながら、柔軟に事業を実施する方策が必要かもしれません。場合によっては、政策上、一面的な課題ラベリングにより対象者が限定された事業を、自治体レベルで「子ども・若者」の実情に合わせて、重層的・一体的に実施をし、財源を確保するなどの工夫も検討の必要があると考えます。現在、地域共生社会実現に向けて、「重層的支援体制整備事業」が拡充されていますが、そうした事業との関係も整理しながら、財源的・人的資源を確保しながら、あくまで現場レベルでは、子ども・若者を「主語」とし続けることにこだわることが、今後は必要とされるのではないのでしょうか。





川上 芳夫氏

(宮城県教育委員会及び村田町スクールソーシャルワーカー / 聖和学園短期大学及び仙台白百合女子大学非常勤講師)

■ すばらしいスタート

報告書を読ませていただきました。短い期間の間に素晴らしい成果があがっています。石巻圏域子ども・若者総合相談センター(以下、「子若センター」という。)が発足した当初、私は石巻圏域の高校にも何校か行っており、生徒さんとの面談やケース会議などで、先生方に子若センターの存在をお伝えしました。子若センターの名前を聞いて最初あまりピンときていなくても、宮城県より子若センターを受託しているのがTEDICと聞くと、反応が違ってきました。信頼感を持たれていることを実感しました。

学校では、生徒さんや親御さんにとってより適した支援機関等につなごうと思っても、他機関の支援内容などの情報が不足していること、どういう人が相談に当たっているか、見えないこと等からつなぐことをためらうケースがよく見られます。高校の先生方には、「ここですまないでうまくいかないとずっとつながらなくなってしまう」という恐れがあるのです。小・中学生のときに一度公的機関につながってうまくいかず、マイナスの印象を持っている生徒さんだとおさらです。

TEDICは震災以来、地域の学校と良好な「顔の見える関係」をつくっています。つながった生徒さんたちの中には小学生のときにTEDICの教室に通っていた生徒さんも少なくありません。面談の中で子若センターを紹介すると「〇〇さん(相談員の名前)、わかります」と笑顔になった生徒さんが子若センターにつながっていくこともあります。アンケートのインタビューの保護者の記録にもありますが、「最初の出会い」で失敗したくないという保護者や教員の思いにしっかり応えてきたことがアンケートの記録から十分うかがえます。

■ 「並走できる」強み

子若センターの相談内容を見ると、学齢期を過ぎた成人の若者層の相談だけでなく、学齢期の子どもの相談、それも高校生だけでなく、小・中学生の相談も少なくありません。数字の上では学齢期の子どもさんの相談の方が多くくらいです。これはたいへんな強みだと思います。宮城県内で、石巻圏域は学齢期の相談機関の選択肢が多い地域です。その中で若者支援メインのイメージが強い子若センターにこれだけつながっているのは関係機関の信頼度の高さを示しています。

よく「切れ目のない支援」という言葉が使われます。これは、支援が切れてしまっている事例がいかに多いかということでもあります。「8050」問題が社会的に認知されてくる中で、ひきこもり支援は39歳までのいわゆる若者支援ということではなく、その後も継続している人たちがかなりいること、発見されたとき、小・中学校のときのいじめがトラウマになっていたり、中学校まではつながっていたが、高校中退の時点で社会と切れてしまっているなどの現実が明らかになってきました。

中学校・高校の教員は「社会と切れる」ことを心配します。つないで失敗したくないのです。その点で卒業時につなぐのではなく、在学時につないで「並走している」期間が必要だということを高校のスクールソーシャルワーカーの活動の中で強く感じています。定時制・通信制では珍しくありませんが、全日制高校でも「20代の高校1年生」たちと出会います。見ていると動き出すタイミングがいくつかあります。同じ学年の生徒さんたちが卒業して学校からいなくなる時点、20歳になる時点、22歳で大学を卒業する時点などがタイミングです。主に関わるのは養護教諭とスクールカウンセラーですが、タイミングをつかんで支援機関につなぎ、学校と並走していくうちに、支援機関と関係性ができ、継続していく状況が確認できたところで、学校はフェイドアウトしていくというパターンです。

しかし、小・中学校から見相がずっと関わってきたような場合、これまで高校では、「本人が社会に出る大事な期間なので、見相でしっかりリーピングケアを」という方向になりがちでした。児童福祉法改正で年齢制限が撤廃されるので今後の動きはわかりませんが、子若センターができたことで、高校と「並走することができ」、安心して若者支援のラインにつないでいけると圏域の高校の先生方は感じていると思います。

■ これからが大事

内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」は家庭の経済状態の子どもへの影響を把握するために行った全国調査です。この調査は公的な支援制度の存在を知らない、手続きがわからないため利用できない世帯が多数存在することをデータの上で明らかにしました。この調査で「貧困層」とされている層は、申請すればほとんどが生活保護が該当する状況と思われますが、生活保護の利用状況は6.0%、生活困窮者の自立支援相談窓口の利用は1.0%となっています。生活に困っていれば誰でも相談できるはずの制度が貧困層にほとんど認知されていないのです。しかし、就学援助の利用状況は58.6%です。貧困層の約6割に届いているのです。学校プラットフォームの有効性を示していると思います。

子若センターの相談者のメインが10代の子ども・若者になっていることに希望を持っています。高校生段階になると長年つながらなかったケースが本人の交友関係が広がり、自分の家庭の状況が見えてきます。厳しい家庭状況の親御さんたちは、複数の子どもを育てるために非正規雇用で仕事をかけ持ちしていることも多く、高校の生徒さんに声をかける余裕が時間的にも精神的にもないのが現実です。高校の生徒さんが今困っている問題を家で話し合うよりも、日々の生活を成り立たせるだけで精一杯であったり、親御さんの方が高校の生徒さんに経済的にも精神的にも依存している状況さえ見られます。高校生本人が支援のしきみをよく理解し、自分で活用していく力をつけていくことを支援していくことが大切です。

高校と並走しながら、アウトリーチをしたり、支援の窓口で高校生本人が行くのに同行したりといった支援をていねいに子若センターが行うことで本人はいろいろな支援制度を活用していく力を身につけていきます。これは子若センターと高校が連携して行う主権者教育の実践とも言えるでしょう。

報告書には、本人の課題だけではなく、家族全体の課題が絡み合っている場合が多いこと、親世代への支援を関係機関と連携して実施していかないと本人の困り感は解消されないことが記されています。これは長くかかる支援です。39歳までにつながらないことが多いと思っていた方がいいかもしれません。中学生・高校生の事例の中で、保護者や保護者のきょうだいが10年以上家にひきこもっているケースによくぶつかります。この人たちの多くが若者支援の対象年齢に入っており、サポステの対象年齢である49歳以下にはほとんどが該当しています。私も本人から話を聞く中で、祖父母と会うことがあります。話を聞くと、生活困窮者自立支援制度、ひとり親の支援制度、就職氷河期世代の支援施策など、初めて聞いたという反応です。

私自身も含め高校の生活指導の現場では結局「家を出す指導」などと言って、まず生徒さん本人を進学なり、就職なりの段階で家から出すという支援を長年やってきました。生徒さん本人の意向に沿ったものだったかはかなり疑問です。生徒さん本来の願いは、報告書にある「親のサポートをしてくれて家の環境がよくなる」(P21、表19)ことだったのかもしれませんが。

子若センターが本人の支援をしつつ、関係機関と連携して家族支援にアプローチしていこうという姿勢を明確にしているのはすばらしいと思います。しかし、つながっているのはごく一部です。今後、さらに支援を発展させていくには、地域の保健師や石巻市自立支援相談窓口、東松島市暮らし安心サポートセンター、県北部自立相談支援センター、ひきこもり地域支援センター等との連携の強化が考えられると思います。

これから鍵となるのは子ども若者支援地域協議会の個別ケース検討会議の活用だと思います。要対協が使えるツールとなってきたのは個別ケース検討会議を重ねる中で関係機関の連携が実効性を持ってきた流れがあります。大学生等のケースについては学生相談所との連携も重要になってくると思います。

制度の周知の方法も大事です。ポスター、リーフレットはもちろん、ネットによる広報であっても、若者はネット上の同質な情報のみを得る閉じた空間で生活していることも多くなかなか情報は届きません。

最後に大きな課題として、本調査が移動手段の問題を明らかにしている(付録P24)ことは重要です。石巻圏域は鉄道を含め、複数の公共交通機関を使って移動することが可能な地域です。高校生が自力で移動できるよう支援していくこと、子ども・若者が自力で移動できる公共交通機関を充実していく必要性を提言していくことも重要と考えます。



松田 考氏

(公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会札幌市若者支援総合センター館長)



■ 現場感覚と合った調査結果

私の現場感覚として、札幌市で関わっている子ども・若者の特徴とフィットする感覚があります。本調査の中で、相談当初と現在を比較して聞いていますが、今現在を思い返してもらって回答となるという点が実際どこまで根拠として成立するのかという懸念はありますが、分析は調査研究チームに任せるとするならば、現場感覚が裏付けられるといいでしょう。結果から裏付けられるのであればありがたいです。

2-2-②相談者の3割は悩みを相談できる相手がいない(話を聞いてほしい)(P7~11)に書かれている内容は「対話によって自己発見と一緒にやっていく取り組み」が求められているということだと思います。相談員という役割以上に「信頼できる他者」が求められているということです。信頼できる他者と、繰り返し対話を通して、自分に気づき、一歩踏み出すとなったときには背中を押してもらおうような存在だと思います。そのようなニーズに応ずるためには、言語化された課題を受け付ける相談窓口ではなく、対話のできる居場所が求められています。

また、2-2-④地域に困りごとを相談できる存在が少ない(P14~15)において、支援者との相性についての言及がありますが、相性をチューニングしていくには時間がかかります。どんな支援者も、一番最初から相性ピッタリで相談対応できるわけではありません。このことは、時間をかける支援、あるいは居場所が地域に足りないということを示しているかもしれません。短期成果を求められる行政的な仕組みによる影響かもしれません。

■ 日本社会の立て付けと、子ども・若者総合相談センター(以下子若センター略)に求められる役割

札幌市でも、時間を保障する機会は少ないです。居場所で受け止めはするけれど、中学生であれば高校入学の節目には帳尻を合わせないといけない、不登校であれば回り道でもいいよと言いつつも、節目には間に合わないといけないような社会の立て付けがあります。25歳~35歳くらいまでに自分のキャリアに納得のいく状況に立てればよいねというメッセージで活動していますが、実際は難しいです。22歳に就職をする必要があれば、ゆっくり支援することは難しいです。

国際調査によると、大学の入学年齢平均が日本は18.3歳と、OECD諸国ではおしなべて低い結果になっています。諸国では20代が多いです。また、男性に今の職業は何歳から就いているかという問いでも、日本は早くに職を決めることが圧倒的に一般的だという結果が出ています。他国ではもっと紆余曲折漂って生きることが許されている、本当の意味でのモラトリアムです。日本は18歳で大学に入ればモラトリアムに入れる、という不思議な構図になっています。その中で、余暇、居場所、そういった支援をすることの難しさがあります。我々がその日本社会の立て付けから、間に合わせなきやということから、いかに自由になれるかが大切だと思います。本人にとっての溜めを作ってくれる場所、サッカーで言うポランチのような場所です。行政予算は付きづらい一方で、関係機関からは求められます。

■ 今回の調査に今後期待すること

こども家庭庁のお話もありますが、これまで子ども・若者を支援する政策について、要保護児童対策地域協議会(以下要対協略)は厚生労働省の管轄、子若センター・子ども・若者支援地域協議会(以下子若協議会略)は内閣府管轄等と様々であり、どうまとめていかはこども家庭庁を設計する人も悩んでいたところでした。子若協議会は全国100越えまで設置は広がったけれども、ターゲットや目的が曖昧です。命のリスクではなくて「育ち」のリスクを射程にいられています。中心となる層も、青少年サポート系やひきこもり支援など、設置主体によりさまざまです。今回の調査を、子若センターの成果の可視化に留まることなく、子ども・若者支援分野の難しさや矛盾をあぶりだしていき、国の政策レベルにどう届けていくかが大切だと思います。このこども家庭庁を作っているタイミングにこそと思っています。

札幌市や石巻市のように、10代後半をしっかりとやっている子若センター・子若協議会にとっては、要対協の方々にこそ「子若が脇をかためてくれている」「子若は必要だ」と思ってもらいたいです。「おかげで要対協がハイリスクに専念できる」と思ってもらいたいです。子若協議会の構成機関というある意味内部のみなさんからの評価をまずは大事にしたいなということと、さらには、要対協という外からのポジティブな成果もどのようにしていくかが大切だと思います。子若協議会や子若センターは子ども・若者支援において絶対必要だと思っています。子若の存在証明を、都度問われないように、あってあたりまえの社会資本にしたいです。

■ おわりに

子若センターは「何でも屋という専門家を求められる」矛盾に満ちた存在が必要とされています。話を聞いてくれる、支援の偏りがなくなる、そういう存在を地域に残す要となる必要があるかと考えます。分かりやすい専門性があると予算は出しやすいが、その矛盾に満ちた存在こそが、多様化・時間のかかる子ども・若者支援に必要なだと思います。

※本コメントは、本調査結果を共有した上で相談員が松田さんにヒアリングを実施、そこでのお話をとりまとめる形で作成しました。



宮本 みち子氏

(千葉大学 / 放送大学名誉教授)

■ はじめに

子どもや若者の憂慮すべき現象がめだっています。この世代の生活満足度や自己肯定感や社会参加意識は、主要国中でも最低水準にあり、若者の自殺者数、児童虐待件数、不登校者数は過去最悪を更新し続けるなど、心が暗くなるような状態が続いています。このような事態に目をそらすことなく、この世代の辛さ・苦しさに耳を傾け、手を差し伸べる地域環境を作らなければならないと思うところです。

私は、子ども・若者育成支援推進法の準備段階から関わり、成立後はこの制度の進捗をフォローアップする内閣府の子供・若者育成支援推進のための有識者会議の座長をお引き受けしてきましたので、この事業の進行に人一倍関心をもってきました。この法律をもとに各地で子ども・若者総合相談センターが動き出してから、現場を見せていただく機会がたくさんありました。このたび、石巻圏域子ども・若者総合相談センターのお話をうかがえたことをうれしく感じています。石巻の総合相談センターの大きな特徴は、3.11東日本大震災以後の復興の取組が続いてきた地にあることで、民間の地域資源が他の地域より豊かだと思います。総合相談センターの活動を拝見しますと、震災を体験した子どもや若者たちの実態を十分に理解したうえで、この人たちに寄り添おうという団体の使命感が感じられます。このような意識は支援活動にとってなくてはならないものだと思います。

■ 石巻圏域子ども・若者相談センターの特徴

石巻圏域子ども・若者総合相談センターは、学校、進路、就職、友だち関係、不登校やひきこもりなど、0歳～39歳までのどんな人でも、相談できるセンターです。相談者の状況、困りごとなどを丁寧に聴き、相談を受けたり助言をしたり、1人ひとりに合った支援機関や社会資源を紹介もしています。紹介するだけでなく、必要に応じて連絡調整や、場合によっては紹介先や役所や学校に同行をする場合もあるということです。

調査結果から相談者の主な課題をみますと、家庭問題、学校・不登校問題が多く、経済的問題がそれに続いています。また数は少ないですが、疾病・障害、心理的問題なども関係しています。これらは相互に絡まっていることも多く、子どもを断片的に見るのではなく子どもの全体を理解し絡まった糸をほどいていくような丁寧な支援が必要とされています。相談終了者へのアンケート調査によると、75.0%が「困りごとは改善した」といい(P19、図25)、「相談に十分にのってくれた」と感じている人は85.4%でした(P21、図30)。また、「紹介された機関等のサポートは役に立った」と感じている人は74.4%でした(P23、図34)。

これらの結果をみると、改善が見られなかった人もいるとはいえ、7割から8割の相談者はセンターの対応に満足していることがわかります。聞き取り調査の結果を見ると、相談員は相談者のペースでゆっくり時間をかけて信頼関係を構築していったことが、発言からうかがわれます。これは相談機関として評価できる結果だと思います。また、適切な情報提供を行うために、相談員が子どもや若者と一緒に考える姿勢をもって、主訴を明確化していくサポートをしています。それをもとに必要な場合は地域の専門機関や団体につないでいるのですが、その際、相談者に同行したり伴走していること(P23)が感謝されています。

■ 相談員の誠実な心と地域の実のある連携がポイント

相談者の聞き取りのなかには、相談員の支援が誠実で心があると感じられる表現がいくつも見つかります。「他の機関に相談員から連絡してもらえた」。「相談員に他の機関へ一緒に行ってもらえた」。「家(やその近所)に来てもらえた」。「定期的に連絡してもらえた」。「何回でも相談にのってもらえた」。「すばやく対応してもらえた」などの言葉です。これらの言葉は、総合相談センターのあるべき姿を示していると思います。各地に相談機関は数多くありますが、その中にはおざりな相談に終始してしまい、困難度の高い人には役に立たず、その経験によって相談機関や役所全般に失望して寄りつかなくなる例が少なくありません。こうなってしまうのは害の方が大きいといわざるをえません。

総合相談センターと地域機関との連携に関しては、受託団体であるNPO法人TEDICの事業(学習支援・総合相談センター・フリースクール)との連携頻度が高く7割強を占め、続いて認定NPO法人Switch(石巻NOTE:個別相談、就学、就労等の進路決定のサポート)

が25.6%と続いています。子ども・若者総合相談センターをTEDICが受託していることによって、相談サービスに留まらない子どものニーズに応える体制がつくられています。他団体と連携する際の長所となっているといえるでしょう。主な相談内容の1位が学校に関する相談で不登校生の相談が多いという点や、相談者の年齢構成からみて学齢期の子どもが多数を占めていて、不登校にともなう学習支援や居場所へのニーズが高いことがわかります。スクールソーシャルワーカーとの連携もうまく機能しています。また、2つの定時制高校との連携もよくできていると聞いています。総合相談センターを中心に地域の教育・学習関係のニーズへの対応がうまくいっているのは、TEDIC、Switch、フリースクールなどの民間団体が公的専門機関と並んで重要な役割を引き受けているからではないかと思います。総合相談センターができてから、関係機関の特性に応じた棲み分けと連携ができるようになったことは大きな成果だといえます。

■ 若者への支援の充実を

若者期の場合は、就労、ひきこもり、経済問題、疾病・障害などの問題に移りますが、相談センターの相談をみる限りその比率は子どもに比べて低く、学齢期の子どもの相談がメインにあるという印象を受けます。石巻圏域の若者期の来所者が相対的に少ないのは、ニーズがないからなのか、知られていないためなのか、頼りにされていないためなのかつかめませんが、検討の余地があるのではないのでしょうか。どの自治体においても若者が利用できる機関は子どもに比べて少ないのが実情です。しかし学齢期を過ぎて困難な問題を抱えている若者は少なくありません。就職や転職に際しての相談・アドバイス、就労支援、疾病や障害、メンタルヘルスに関する相談も総合相談センターの重要な役割だと思います。学校から職場へとうまく移行できない若者を放置せず、職場体験、中間的就労、職業訓練の場を整備し、総合相談センターがそれらをつなぐ役割をさらに果たせるとよいと思います。また、不登校を経験した子どもが実社会に出ていくためには、継続して見守ることが必要であり、時には支援が必要になるものと予想されます。総合相談センターを中心に「学校から仕事の世界に」、「家庭から実社会へ」の移行支援ができる地域資源を拡充していくことを期待します。

■ 次世代を守り育てるという自覚を

子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者育成支援推進法(2010年施行)によって定められた事業のひとつでした。なぜこの事業が登場したのかというと、当時さまざまな課題を抱える子どもや若者の姿が目にとまるようになったからです。不登校、いじめ、ひきこもり、無業の若者、悪化するメンタルヘルスなどさまざまな現象でしたが、複合的な困難を抱える子どもや若者を個人の責任として放置すれば、学校からも仕事からも社会生活からも排除され居場所のない子どもや若者が増加していくことが懸念されました。そうであってはならないという関係者たちの強い問題意識に立って子ども・若者育成支援推進法が制定され、地域協議会および実行部隊として総合相談センターを各地につくることになったのです。

これを契機に全国で行政と民間団体による子ども・若者支援の取組が広がりを見せるなかで、それまで見えなかった新しい問題が発掘されるようにもなりました。貧困、幼児虐待、自殺、ヤングケアラー、若年女子の妊娠、家出、LGBT、障害や疾病、メンタルヘルス、社会的養護出身者の不安定雇用と貧困など、つぎつぎと対処すべき問題が認識され取組が始まったのは、それまでの活動の成果だと思います。

子若法に基づいて発足した子ども・若者地域協議会と子ども・若者総合相談センターのコンセプトは、従来の専門分化した諸機関がばらばらに支援をする弊害を除去し、子ども・若者が抱えている複合的困難に対して、教育・福祉・就労・医療・司法等が、しっかりと連携体制を構築して継続的に支援していくという手法を取ることにありました。また、子どもや若者が抱える問題は、短期間に解決できるとは限りません。成長過程を見守り続ける体制が必要であり、子どもたちをライフコースで見るといった視点が必要でした。そのためには、地域資源をトータルに把握した地域計画が必要です。

子ども・若者がおかれた厳しい実態を知り、改善に取り組むことは、子どもの権利を守ることです。2022年に成立した「こども基本法」によって、ようやく日本の国内法で子ども・若者の権利が認められ、子ども・若者政策の基礎ができたといえます。これが、2023年4月にスタートするこども家庭庁の指針となるものです。

全国の地方自治体の取組をみると、子ども・若者総合相談センターは109か所(都道府県21、政令指定都市9、市区74、共同設置2、圏域設置3)で、少しずつ増えてきたとはいえ設置できていない地方自治体が少なくありません。国は、アドバイザーを派遣するなどの方法で相談センターを増やす予定だということです。地域協議会に関しては、行政の担当者や関係機関の職員の交代が続くにしたがって、当初の熱が冷めてしまい形骸化している自治体の例も耳にします。常に子どもや若者が抱える問題に関して問題意識を持ち、次世代を守り育てるという自覚を持ち続けてほしいと願っています。